

…ひとり親家庭等への支援・援助…

成田市子育て支援課 H28.12.01改訂

項目		内容	問合せ窓口 (問合せは、全て祝日・年末年始を除く)	
手当	児童手当	中学校3年生までの児童を養育している保護者(生計の主体者)に支給します。 支給月は6月、10月、2月です。 ◇手当の額:児童1人につき月額15,000円又は10,000円又は5,000円 (年令・所得等による。)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金、日 8:30～17:15
	児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童(一定程度以上の障がいをもつ児童は20歳未満)を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給します。支給月は4月、8月、12月です。(所得制限あり)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	遺児等手当	義務教育終了前の児童の父母または父母のどちらかが死亡もしくは一定程度以上の障がいの状態になった場合に、その児童の養育者に支給します。支給月は7月、11月、3月です。(所得制限あり) ◇手当の額:児童1人につき 一律月額 6,000円	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
医療費助成	母子父子家庭等医療費等助成	保険診療の医療費を、ひと月にひとつの医療機関で1,000円を超えて負担した場合に、超えた金額を助成します。(所得制限あり、薬局分は調剤報酬明細ごと) 母子・父子家庭等の、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童(一定程度以上の障がいをもつ児童は20歳未満)とその保護者が対象です。 医療機関を受診された場合は、受診の翌月から2年以内に申請し、償還を受けてください。 この医療費の助成を受けるためには、事前の登録が必要です。	子育て支援課	0476-20-1538 月～金、日 8:30～17:15
	子ども医療費助成	健康保険に加入している0歳から中学生の医療費(保険診療での自己負担分)を助成します。 事前に「受給券」の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することで、自己負担額が200円または無料になります。受給券交付前や県外の医療機関で受診された場合等は、医療機関受診の翌月から2年以内に申請し、償還を受けてください。 自己負担額: 住民税所得割課税世帯＝入院・通院1日につき200円(調剤は無料) 住民税所得割非課税世帯＝入院・通院・調剤すべて無料	子育て支援課	0476-20-1538 月～金、日 8:30～17:15
貸付	交通遺児及び母子家庭等就学資金	交通遺児、母子・父子家庭等で高等学校の生徒を扶養する養育者に、就学資金および入学一時金の貸付を行います。(所得制限あり)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を支援するため、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。	印旛健康福祉センター地域福祉課 市の窓口:子育て支援課	043-483-1120 月～金 9:00～17:00 0476-20-1538
自立支援給付金	母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職や転職に向けて就労に役立つ技能を身につけるために、教育訓練講座を受講した場合、受講が修了したあとに給付金を支給します。受講開始前に事前相談および申請が必要です。(所得制限あり)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職を容易にし、生活の安定に資する資格を取得するために、養成機関で1年以上のカリキュラムを修学する場合、修学中の一定期間について『訓練促進給付金』を、修学修了後に『修了支援給付金』を支給します。申請前に事前相談が必要です。(所得制限あり)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
高卒認定	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が高卒認定試験に合格するための講座を受講する場合、受講修了時給付金を支給します。高卒認定試験に合格すると合格時給付金を支給します。申請前に事前相談が必要です。(所得制限あり)	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15

	項目	内容	問合せ窓口 (問合せは、全て祝日・年末年始を除く)	
助成等	母子父子家庭等入学就職祝金	母子・父子家庭等の児童が小学校、中学校、高等学校などに入学する場合や、中学卒業後ただちに就職する場合に、申請に基づき祝金を差し上げます。※必ず申請期間内に申請してください。 ◇祝金の額:児童1人につき 8,000円 ◇申請期間:毎年2月1日から3月10日	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	母子家庭等招待事業	母子・父子家庭等の高校生以下の児童とその養育者を、年1回レクリエーションに招待します。	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯の人は、JRの通勤定期乗車券の特別割引を受けることができます。事前に「特定者資格証明書」および「特定者定期乗車券購入証明書」の交付を受ける必要があります。	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	市営駐輪場使用料の免除	母子家庭の母または父子家庭の父で、現に18歳未満の者を扶養している方およびその方に扶養されている18歳未満の方は市営駐輪場使用料が免除になります。登録の際に児童扶養手当証書など母子家庭・父子家庭である証明が必要です。	交通防犯課	0476-20-1527 月～金 8:30～17:15
	水道料金(県水)の一部免除	千葉県水道局から給水を受けている児童扶養手当受給世帯は、水道料金の一部免除(使用料金の消費税額相当分)を受けることができます。申請書の提出には、成田市福祉事務所の証明を受けるか、児童扶養手当証書の写しの添付が必要です。 ◇対象地区:赤坂、吾妻、加良部、橋賀台、玉造、中台、その他県水使用世帯	県水お客様センター	0570-001245 または 043-310-0321 月～金 8:45～18:00 土 8:45～17:00
子育て支援	子どもショートステイ	2歳～18歳未満の子どもを養育している家庭の保護者が疾病などの理由により、家庭での子どもの養育が困難になった場合等に、子どもを一時的(連続する7日以内)に施設において保護者に代わって養育し、保護する制度です。 ◆利用料金(1日につき) 生活保護世帯=0円、市町村民税非課税世帯=1,100円、その他の世帯=2,800円 その他食事代、光熱費(1日につき)約1,500円かかります。	子育て支援課	0476-20-1538 月～金 8:30～17:15
	ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)と、子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)、時には利用で時には協力の人(両方会員)がお互いに助けあう会員組織です。	なりたファミリー・サポート・センター(成田市社会福祉協議会内)	0476-27-8010 月～金 9:00～17:00
相談	家庭児童相談員	18歳未満の児童やその保護者などからの虐待や非行、子育て、人間関係など、家庭に関する相談を受け、問題解決への支援をします。	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	0476-20-1538 月～金 9:00～16:00
	母子・父子自立支援員	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦からの生活や就労、子どもの養育等に関する相談を受け、自立に向けての支援をします。	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	0476-20-1538 月～金 9:00～16:00
住居	市営住宅	6か月以上成田市に在住または在勤していて、所得が一定基準以内の人が申し込みます。原則として、6月と12月に空家募集します。応募から入居まで約2か月半かかります。	建築住宅課	0476-20-1564 月～金 8:30～17:15
	県営住宅	母子および父子家庭などの特枠世帯は、一般世帯に比べ当選の確率が高くなるように配慮されています。入居募集は4・7・10・1月です。空家状況は各募集月の前月末、入居申込受付期間は各募集月の1～15日、入居は各募集月の翌々月下旬頃です。	千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部募集課 市の窓口:建築住宅課	043-222-9200 月～金 9:00～17:00 0476-20-1564
学校	就学援助	経済的な理由で小中学校の学用品費や給食費などの支払いが困難な児童生徒の保護者に、その費用を援助しています。申請書は学校にあります。申請後に審査があります。	学務課	0476-20-1581